

ふりがな								
氏名								
保険者	8桁:社会保険/後期高齢者、6桁:国民健康保険							
保険者番号								
記号						枝番		
番号								
世帯主名	☐ 本人(被保険者)・ ☐ 家族(被扶養者)							
資格取得日	年 月 日							
有効期限	年 月 日迄							
割合(70歳~)	一部負担金の割合					割		

【保険資格情報について Q&A】

Q1. WEB 交付の資格確認書やマイナポータル画面提示で受付できないの？

A. 対応できません。正確に登録するためご自身で用紙に記入してください。

Q2. スマートフォンを渡すから代わりに確認してほしい

A. お預かりしての確認は行っておりません。

Q3. なぜこんなに待たされるの？

A. 記入内容を登録したのちに保険情報の確認と照合を行っているためお時間がかかります。

Q4. なぜ保険情報を提出したのに保険扱いできないの？

A. 保険資格確認ができない場合は10割負担となります。

●資格確認書は従来の保険証と同様の受付が可能なので事務処理が簡略化され待ち時間が短縮します。

●発行方法は、ご加入の保険者へお問い合わせください。

社会保険→会社(お勤め先)／後期高齢者・国民健康保険→区役所

保険証廃止に伴い補助金支給で設置義務化された

1. マイナ保険証の顔認証リーダー機器
2. オンライン資格確認システム PC

上記1.2.機器の保守切れに伴う一方的で高額な買い替え要請がメーカー並びに厚生労働省から請求されています。電子機器高騰のため買い替えの補助金程度では対応できません。これらのシステムはトラブルが多く現在でも改善されませんし、当院ではマイナ保険証が使用できない患者さんが多数派です。想定内の出来事なので保険資格の確認は「資格確認書」を当初から推奨しています。今後もシステムトラブルによって保険資格確認が「資格確認書」のみとなる可能性があります。この問題はマイナ保険証が廃止されない限り続きます。

改めてのお願いとなりますが、当院で保険診療をご希望の方は「資格確認書」をご持参ください。